

連載！ 知っておきたい家族信託の税務

第20回 受益者等が存しない 信託の課税関係



なり た かずまさ
成田 一正

国税専門官として税務調査に従事後、大手監査法人にて法定監査・株式公開のバックアップに従事。この頃から事業承継対策を専門とする。平成元年成田公認会計士事務所を設立。2011年税理士法人おおたかを設立、代表社員に就任、現在特別顧問。公認会計士、税理士、行政書士。

～はじめに～

事業承継という分野に長い期間関与していると、色々な事案に巡り会います。

例えば、「長男の後継者に上手くバトンタッチができた」と思っていたところ、後継者である長男が外に子どもをつくってしまい、会社オーナーである会長の逆鱗に触れてしまったケースがあります。会長の奥様は認知症が進んでおり、自分が亡くなった後が心配です。会長からは、「直系の孫が優秀なので、株式は長男ではなく直系の孫に引き継がせたいが、奥様の生活も心配なので、今すぐに株式や他の財産を孫に贈与せず、まずは配偶者に、そしてその後で孫に引き継がせることはできないか…」このような相談を受けました。

当時は信託法の改正前ということもあり、受益者連続型信託という方法がわからないまま、遺言でしか対応ができませんでした。時代の変化に対応して事業承

継の方法も変えていかなければなりません。私たちが家族信託を設計するときには、受益者等課税信託に該当するように注意し、受益者は必ず存在するように設定します。娘は他家へ嫁いでしまったが、なんとか事業を孫に引き継がせたいという想いのある経営者もいます。将来生まれてくる孫を期待しながら、なんとか事業を続けていこうと。そのようなケースで家族信託を設定すると、どのような課税になるのか。事例を踏まえながら整理してみます。

【概要】

不動産経営者(甲)には娘(乙)しかおらず、ひとり娘の乙は他家へ嫁いでしまい、事業を継がせたい後継者もなかなか見い出せないでいました。先代(甲の父)から受け継いだ不動産は、丙(甲の弟)と相続しましたが、甲が長男であったため丙よりも多く相続していたことに引け目も感じていません。

しかし、甲は乙に子どもができれば、事業承継をさせたいと希望を持つようになりました。

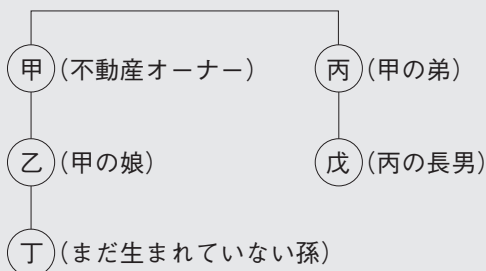
自分は高齢になってきているので、万が一のことを考えて家族信託を組成することにしました。もし、孫が生まれなかったら、自分の男兄弟(丙)の家系に戻したいという意向です。

【信託行為の内容】

- ・ 信託の目的：委託者甲の先祖代々からの不動産の次世代への引継ぎ
- ・ 委託者：不動産経営者 甲
- ・ 受託者：丙（甲の弟）、丙が死亡した場合の後継受託者 戊（丙の子）
- ・ 受益者：甲、甲が死亡した場合は丁（まだ生まれていない孫）
- ・ 信託財産：甲所有の賃貸不動産の一部、預金の一部
- ・ 信託の終了：乙の死亡後は受託者の意思で終了させることができる
- ・ 帰属権利者：丁、丁が生まれていなければ戊

孫が生まれた場合と、孫が生まれずに終了した場合には戊が帰属権利者となる場合の課税関係を示した事例です。

【親族図】



I 信託課税の方式

平成19年の信託法の改正により、信託課税を行う方法については、信託の種類およびその内容により信託を「受益者等課税信託」「集団投資信託等」「法人課税信託」の3つのグループに分け、さらに受益者等が存在しない信託については、受託者に法人税課税を行うという考えを採用しました。

(1) 受益者等課税信託

信託の課税の基本は、所得税法13条1項および法人税法12条1項で、受益者等課税信託としています。

(2) 集団投資信託等

集団投資信託、退職年金等信託および特定公益信託等があり、課税は受益者に対し、受領時に行う取扱いとなりました。

(3) 法人課税信託

この法人課税信託には、「受益証券発行信託」「受益者等が存しない信託」「法人が委託者となる信託で一定のもの」「投資信託」「特定目的信託」の5つが該当することとし、課税は受託者に対し、信託開始段階で法人課税を行うことにしました。

信託法上で受益者が存在しない場合または特定していない場合は、税法上では「受益者等が存しない信託」として整理をし、法人課税信託として課税されます。

3つのグループに分類された信託は、次のタイミングで課税が行われます。

- ① 「受益者等課税信託」……受益者等に対し収益発生時に課税
- ② 「集団投資信託等」……受益者に対し

受領時に課税

- ③ 「法人課税信託」……受託者に対し収益発生時に法人税が課税

II 受益者等が存しない信託等への課税

1. 受益者等が存しない信託の定義

家族信託の課税は、原則、受益者等課税信託になりますが、「受益者等が存しない信託」の場合は、例外として法人課税信託として扱われることとなります。そして、受益者等課税信託での納税義務者は受益者等ですが、法人課税信託の場合の納税義務者は受託者となります。

信託という仕組みを利用して課税逃れが起こらないように、受益者が存在しなくても課税が可能なように整備されました。

受益者等が存しない信託とは次のようなケースが該当します。

- ① 受益者になることに条件や始期が付されている受益者
② 未だ生まれていない受益者など

このような場合には「受益者等課税信託」からは除外され、「受益者等が存しない信託」として扱い、「法人課税信託」の一類型として法人税課税を行うこととなります。

法人課税信託に該当する信託は5種類あります(法第229条の2)が、その中に、「法人税法第12条第1項に規定する受益者が存しない信託(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む)」が該当すると定めら

れています(同上口)。

法人課税信託の信託財産に帰せられる所得に対しては、受託者(法人または個人)の固有財産に帰せられる所得とは切り離され、信託資産等および固有資産等ごとにそれぞれ別の者に帰属するものとして法人税法が適用されます(法第4条の2)。このことは所得税法でも明示されています(所法6条の2)。

2. 法人課税信託の受託者と納税義務者

法人税法では法人課税信託の受託者である法人を受託法人と定めており、その受託者が個人である場合には、その受託者である個人を法人と定め、法人税法の規定が適用され(法第4条の3)、「受託法人(会社でないものに限る。)は、会社とみなす。」とあります(同条三)。

これらのことから、法人課税信託ではその受託者が、個人であっても法人であっても、その信託が受益者等の存しない信託であれば、「受託法人」とみなして、法人課税信託に該当し法人税が課税されることとなります。

法人課税信託では、その信託財産に係る所得については、発生時において信託の受託者段階で課税されることとなりますので、受託者を納税義務者としています(法第4条)。

III 受益者等が存しない信託に該当した場合

1. 受託者に対する課税

(1) 法人税の課税

受益者等が存しない信託の効力が生じ

た場合、または受益者等が存しない信託に該当した場合、受託者が個人であっても法人とみなされます（法法4の3三）。その信託財産の価額に相当する金額が受贈益とされ、受託者に対して法人税（法法22②）その他の税が課されます。

（2）相続税等の課税

受益者等が存しない信託は、相続税法では「受益者等が存しない信託等の特例」が定められています。まず信託の効力が発生した場合には、受託者に対して、その受贈益に法人税が課税され（前記（1））、受益者等となる者が委託者の親族である場合には、その受託者が個人以外であってもその受託者を個人とみなして贈与税（ただし、その信託の委託者の死亡に基因してその信託の効力が生ずる場合には、遺贈により取得したものとみなされ、相続税）が課税されることとなります（相法9の4①）。

また、受益者等が存する信託について、その信託の受益者等が存しないこととなった場合において、受益者等の次に受益者等となる者が委託者または前の受益者等の親族であるときは、前の受益者等から信託に関する権利に贈与税（次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因してその次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなった場合にあっては、相続税）が課税されます（相法9の4②）。

（3）受託者に相続税等を課税する趣旨

受託者に相続税等の課税をする趣旨については、平成19年度税制改正の解説（財務省主税局）において、次のように解説されています。

「受益者等が存しない信託」が「その

後において、受益者が存することになった場合には、受益者が受託者の課税関係を引き継ぐことになり、この段階で特に課税関係は生じさせないこととされています。そこでこのような仕組みを使った相続税等の課税回避策としては、例えば、相続人Aに半年後に受益権が生ずる停止条件を付した信託をすることにより、相続税（最高税率：50%）ではなく、法人税（実効税率：約40%）の負担で済ませてしまうことが考えられます。課税の公平を確保する観点からこのような課税回避に対応するため、受託者への受贈益が生じる段階において、将来、受益者となる者が委託者の親族であることが判明している場合等において、受託者に課される法人税等に加えて相続税等を課することとされました。」

（4）控除額は相続税等が上限

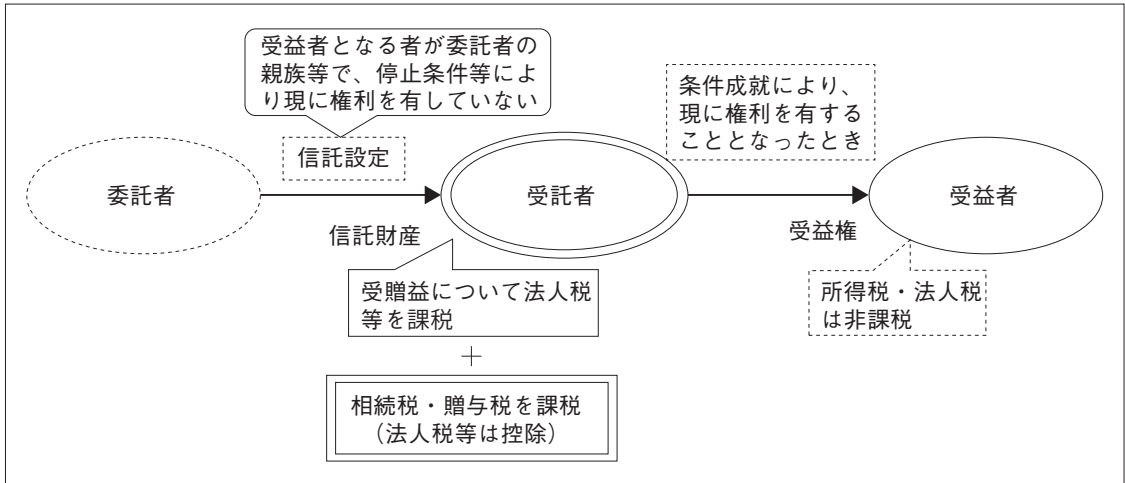
先に課された法人税その他の税の額は相続税等から控除されることとなります（相法9の4④）。この「法人税その他の税の額」とは信託財産の価額から、信託財産の価額を所得としてみなして計算した事業税の額を控除した金額を所得とみなして計算した法人税・道府県民税・市町村民税及び事業税の合計額です（相令1の10①）。

しかし先に支払う法人税その他の税の額が相続税等の税額よりも超過している場合であったとしても、控除額は相続税等を限度とし、超過分に対する還付はされません。

2. 委託者に対する課税

委託者（個人）の不動産オーナーは相手が法人に対するものであることから、

■ 受益者等が存しない信託に該当した場合の課税関係



(出典：財務省平成19年度税制改正の解説)

所得税法59条において、みなし譲渡課税が課されることとなります(所法59)。受益者等が存在しない信託では所得税法13条には該当しないので、時価で受託者(受託法人)に譲渡したとして譲渡所得税が課税されます。不動産に含み益があれば課税所得が発生します。納税義務者は委託者です。

IV 受益者等が存しない信託「信託期間中の課税」

受益者等が存しない信託において委託者は、信託設定時に課税関係が終了しており、信託期間中の課税は生じません。

信託財産から生じる所得は、受託者が個人であっても税法上では「受託法人」とみなされることから、信託財産から生じる所得に対しては受託者に法人税等が課税されます(法法4の2)。受託者は信託期間にわたり収益および費用と所得を認識して、受託者の所得として申告納税することになります。

この時には、法人課税信託の信託財産

と受託者自身の固有資産とはそれぞれ別の者が有するとみなされることになっています。したがって、信託財産は、受託者の固有財産とは明確に区別されることとなります。なお、納税義務者は受託者です。

V 受益者等が存することになった場合～契約締結時等において受益者等が存しない場合

1. 信託が継続している場合

(1) 受託法人の課税

受益者等が存しない信託が、受益者等が特定または存在するに至ったときは、法人課税信託から受益者等課税信託に変更したことになり、受託法人は解散として取り扱われます(法法4の3①八、所法6の3五)。

この場合、当該法人課税信託に係る受託法人は、当該受益者等に対してその信託財産に属する資産および負債の法人課税信託に該当しないこととなった時(受

益者等が存することとなった時)の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算することになっています(法64の2②)。

加えて、引継ぎにより生じた収益の額または損失の額は生じなかったものとして取り扱われることとなります。このことから、受益者等は信託財産を直前の帳簿価額で引き継ぐことになるため、その時点では受贈益課税等の課税関係は生じないこととされています(所法67の3)。

その理由は以下のように説明されています。

「受益者等が存しない信託に係る受託法人への課税は、信託の設定時から受益者等が明らかになっていればその受益者等に課税したであろう所得(設定時の受贈益および信託期間中の所得)についての代替的課税と考えられることから、受益者等が存することとなった場合に、譲渡課税や受贈益課税されることは適当ではないと考えられ」(平成19年度税制改正の解説(財務省主税局))るからです。

(2) 委託者親族が新たに受益者等になった場合

ただし、(1)の場合でも受益者等が委託者の親族であった場合には注意をしなければなりません。

その受益者等が不特定、未存在であったものが特定または存在するに至ったときで受益者等が委託者の親族であった場合には、相続税法が適用され、受益者等に対して贈与税が課税されることとなります(相法9の5)。

この趣旨も平成19年度税制改正の解説(財務省主税局)に記載されています。

「未だ生まれていない孫等を受益者とする信託を設定した場合等には受託者段階での負担(相続税法第9条の4による贈与税等の負担を含む)だけで孫等への財産移転が可能となります。

ところで、通常の相続では生まれていない孫等へ財産を承継させるためには、少なくともその前に誰かに一旦財産を帰属させ、その後に、生まれてきた孫等に承継することとなります。このような場合に少なくとも2回の相続を経る必要がありますが、上記のように信託で行うと相続の回数を減らすことができ、その分の相続税負担を免れることとなります。また、受益者指定権を有する者を定め、信託の設定時において相続税法第9条の4の課税を回避し、その後親族等を指定するような場合についても同様の問題が生じます。このようなことに対して、課税の公平を確保する観点から、本特例により適正化措置を講ずるものです(筆者注:本稿Ⅲ1(2)の相続税等の課税)。

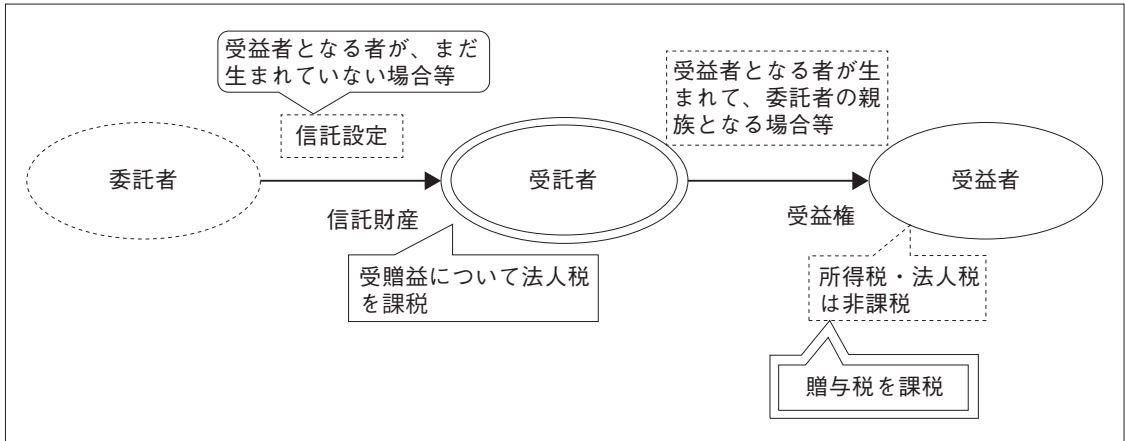
…(中略)…この特例の適用に当たっては、上記の(2)の特例の適用の有無とは関連がありません。すなわち、受益者等の存しない信託となり、法人課税信託となった時点において、上記の特例の適用を受けて相続税又は贈与税が課税された場合であっても、受益者等が特定された時点において、この特例の適用により、贈与税が課税される場合があります。」

2. 信託が終了することになった場合

(1) 法人課税信託の終了

受益者の定めのない信託の存続期間は20年を超えることができないので、信

■ 受益者等が存することになった場合の課税関係



(出典：財務省平成19年度税制改正の解説)

託契約効力発生後20年経てば当該信託は終了することになります(信259)。また信託行為において別段の定めがあるときは、その定めるところによります(信163九)。

受益者等が特定しないまま、または存在しないまま、受益者等が存しない信託が終了した場合には、法人の解散として取り扱われることとなります(法4の3①八)。

(2) 帰属権利者への課税

法人課税信託である受益者等が存しない信託が、受益者等が存することなく終了した場合には、帰属権利者は受託者から残余財産の給付を受けますが、信託契約時等において受益者等となる者が存在していますので、贈与税の課税もありません(相法9の5)。そして簿価による引継ぎ規定は適用されません(所法67の3①かっこ書き)ので、帰属権利者には残余財産の価値(時価)相当額に対して所得税が課税されます。この所得課税は受託法人からの贈与による所得ですから、帰属権利者は一時所得として課税されま

す。

VI 法人課税信託に該当した場合の留意点

1. 設定時の手続き

受託者は法人ではありませんが、個人である場合にも会社としてみなされ、法人課税信託の効力発生日に設立したものとされます(法4の3七)。設立の届出の効力発生後2か月以内に所轄税務署長に提出します(法148)。これらの申告・申請等を行う場合には、法人課税信託の名称を併記しなければなりません(通規15②)。

法人課税信託の受託者である個人の納税地は、所得税法上の納税地です(法17の2)。

2. 受託者の変更届出

受託者が変更した場合には、その変更届出をしなければなりません(法149の2)。

3. その他

(1) 法人課税信託の税率

受託法人には、中小企業に対する軽減税率の適用は認められていません。たとえ受託法人が個人であったとしても軽減税率の適用はなく、100分の23.2の税率で課税されることとなります(法法66)。

(2) 貸倒引当金の取扱い

受託法人に対する貸倒引当金の適用は、法人税法52条および同施行令14条の10の規定により対象から除かれていることから適用できません(法法52、法令14の10)。

(3) 法人の中間申告

受託法人には、仮決算による中間申告を行うことは認められていません(法法72)。

(4) 法人課税信託に係る受託者が三以上ある場合および連帯納付責任

受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなして法人税法の規定を適用することになっています。そして、各受託者は、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者を納税義務者として当該法人課税信託に係る法人税を納めるよう定められていますが、主宰受託者が納めるものとされる法人税については、主宰受託者以外の受託者は、連帯納付の義務を負うことになっています(法法4の3、152)。

VII 地方税法の規定

法人課税信託の引き受け人となったもの(法人だけでなく、個人や法人でない社団または財団で代表者または管理人の

定めのあるものも含む)は、道府県民税(地方税法24の2)、市町村民税(地方税法294の2)法人税割のみの納税義務者となりますので、その旨の届出と申告納付が必要となります。

VIII 本事例への当てはめ

1. 信託契約の効力発生時

信託契約効力発生時は委託者甲で受益者甲の自益信託になりますから、受託者や受益者には課税関係が生じません。

2. 甲が亡くなった時

(1) 概要

甲が亡くなった時、まだ生まれていない孫を受益者としているので、法人課税信託に該当します。甲が亡くなったときは、丙を法人とみなして課税されます。

(2) 委託者(甲について)

甲が亡くなったときに、甲は丙に対して時価で譲渡したとみなされて、譲渡所得税が課税されます。

該当する不動産に含み益があれば、譲渡所得税が課税されます。

(3) 受託者(丙について)

丙は受託法人とみなされるため、信託財産は時価の金額まで受贈益となり、法人税等が課税されます。信託財産の金銭から納税します。

さらに、委託者甲の死亡により、まだ孫丁が生まれなかったら、受託者丙に対して相続により信託財産を取得したとみなされ、相続税が課税されることとなります(相法9の4②)。ただし、先に課税された法人税その他の税の額は控除されます。

3. 信託期間中

受託者には信託財産が賃貸不動産であれば家賃等の収入があります。甲が受益者である時は、受益者等課税信託で甲が不動産所得を得たこととなります。甲が亡くなってからは法人課税信託に移行しますので、丙は受託法人として固有財産とは別に、個人ですが法人税等の納税義務が発生します。

4. 受託者の変更

信託期間中に受託者丙が亡くなってしまふと、戊が受託者に就任します。受託者の変更に伴う信託財産の移転は、帳簿価額による引継ぎをしたものとされます(法法64の3④)。

5. 孫が生まれた場合

孫丁が生まれた時は、新たな受益者が存することになったので、受託者丙という受託法人の解散があったものとされます(法法4の7)。孫は信託財産を受託法人であった丙より帳簿価額により引継ぎを受けたものとされます(所法67の3)。丁に対しての所得税は課税されません。

甲の孫丁に対しては甲が亡くなっていたとしても、甲の親族ですので丙に対しては贈与税が課税されることとなります(相法9の5)。この時には相続税ではなく贈与税が課税されることに留意してください。

結果として甲が亡くなったときに受託者丙に相続税が課税され、孫が生まれたときに受益者丁に贈与税が課税され、2回負担することとなりますが、孫への財産移転ができたこととなります。

6. 孫が生まれる前に信託が終了した場合

信託法259条では「受益者の定めのない信託の存続期間は、20年を超えることができない」ため、これによるか、甲と乙が亡くなって受託者の意思により信託は終了します。受託法人は解散清算しますので、含み益等があれば法人税等の課税を受けることとなります。受託法人は解散清算し、帰属権利者である戊には残余財産を受託法人から贈与を受けたものとして、一時所得課税が行われます。

～あとがき～

事業承継の相談に応じるときには、クライアントにとって何が最適な方法なのかを模索して進めることが重要です。人によって想いは相違するものです。家族信託を薦めたほうがよいのか、その他の手法を採用すべきか、どのようなリスクが存在するのかを十分に検証しなければなりません。そして、採用した手法の出口にはどのような問題点があるのかもクライアントとよく相談して、対応を進めなければなりません。

【凡 例】

相法	相続税法
相令	相続税法施行令
所法	所得税法
信	信託法
法法	法人税法
通規	国税通則法施行規則

【条・項・号の略について】

条……算用数字
項……マル付き数字
号……漢数字
例) 信託法第21条第2項第4号 ⇒ 信21②④